

## 建設業法に基づく経営事項審査の義務づけに係る留意事項について

平成8年8月21日建振第168号  
本庁各部局長、議会、監査委員  
及び各委員会の事務部局の長、  
医療局長、企業局長あて 土木  
部長通知

標記について、建設業法の一部が改正され、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、同法に基づく経営事項審査を必ず受けていなければならないこととされているところであり、県営建設工事の請負契約予定人となる者は、県営建設工事請負資格者名簿の有効期間にかかわらず、契約締結日において有効な経営事項審査結果通知書を有していなければ請負契約を締結できないこととなりますので、契約関係事務の執行に当たっては下記事項に留意のうえ遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、貴所管の出先機関に対しても周知を図られるようお願いいたします。

### 記

- 1 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、発注者の請負資格者名簿の有効期間にかかわらず、毎年経営事項審査を受けることが義務づけられていること。
- 2 経営事項審査は、発注者と工事請負契約を締結する日前1年7か月以内の日を審査基準日として受けていなければならないこと。
- 3 「経営事項審査を受けていなければならない」とは、その申請を行っただけでは足りず、結果通知書の交付を受けている状態を言うものであること。
- 4 平成8年6月28日までは、制度改正に伴う一定の経過措置が設けられていたが、同月29日以降は、公共工事を請け負おうとする全ての建設業者が上記により経営事項審査を受けていることが必要であること。
- 5 個人が建設業を相続した場合、個人が法人を設立した場合及び法人の新設合併が行われた場合は、当該相続人又は設立法人において建設業の許可を取得し、新たに経営事項審査結果通知書の交付を受けなければ公共工事を受注できないこと。
- 6 以上のことから、工事請負契約の締結に際しては、契約予定人が契約締結の日において有効な結果通知書を有していることを確認する必要があること。

平成8年8月21日建振第168号  
土木部内各室課長、各地方公所  
長あて 建設振興課長通知

標記について、建設業法の一部が改正され、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は必ず経営事項審査を受けていなければならないこととされているところであり、県営建設工事の請負契約予定人となる者は、県営建設工事請負資格者名簿の有効期間にかかわらず、一定の経営事項審査結果通知書の交付を受けていることが必要となりますので、契約関係事務の執行に当たっては下記事項に留意のうえ遺漏のないようにしてください。

### 記省略